

評価書（個票）

事務・事業名	社会福祉士の養成	担当課 (担当課長)	社会・援護局 福祉基盤課長 岩井勝弘
根拠法令等	社会福祉士及び介護福祉士法（昭和 62 年法律第 30 号）第 7 条	類型	講習研修
		指定等の形態	指定
事務・事業の概要	<p>○事務・事業創設時の趣旨</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢化が進行する中で、在宅において寝たきりの高齢者が増加する一方、増大する国民の介護ニーズに適切に対応することが国民生活の重要課題となっていたことから、在宅介護の充実強化等を図るため、誰もが安心して福祉に関する相談や介護を依頼することができる専門的な能力及び知識を有する人材として、社会福祉士及び介護福祉士の資格制度を定めるとともに、このような専門的な人材を我が国で養成し、確保していくために創設。 <p>○事務・事業の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉士養成施設を指定する。 		
事務・事業の目的	<ul style="list-style-type: none"> ・指定基準を満たした養成施設を指定社会福祉士養成施設として指定することにより、専門的な能力及び知識を有する社会福祉士を養成することを目的とする。 		
関連する政策目標	<p>基本目標Ⅶ ナショナル・ミニマムを保障し、利用者の視点に立った質の高い福祉サービスの提供等を図ること</p> <p>施策大目標 2 福祉サービスを支える人材養成、利用者保護等の基盤整備を図ること</p> <p>施策目標 2-1 社会福祉に関する事業に従事する人材の養成確保を推進すること等により、より質の高い福祉サービスを提供すること</p>		
関連する業績指標	社会福祉士就業者数		
指標の目標値等	前年度以上		
法人の指定等の状況	別紙のとおり		
指定・登録等の基準に対するよくあるお問い合わせと回答	特になし		
料金等・積算根拠	-		
事務・事業の実績	<p>○実績（平成 27 年度）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉士養成施設 3 校、 4 課程 <p>（上記施設・課程数は厚生労働省の所管施設に限る。）</p>		
国からの補助金等	○補助金・委託費等（平成 28 年度）： -		

<p>事務・事業の見直し状況（これまでの検証）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「国からの指定等に基づき特定の事務・事業を実施する法人に係る規制の新設審査及び国の関与等の透明化・合理化のための基準」（平成18年8月15日閣議決定）に基づき、事務・事業の定期的検証を行ったほか、指定、登録等の基準、指定、登録等を受けた法人に係る事項等をインターネットで公開している。 ○ 「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」の施行に伴う「社会福祉士及び介護福祉士法」の改正により、平成27年4月から社会福祉士養成施設の指定・監督権限を都道府県に委譲した。（ただし、文部科学省との共管施設は除く。）
<p>事務・事業の必要性等・有効性</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事務・事業の必要性 福祉ニーズが多様化し、また、利用者の権利擁護等が求められている中で、相談援助等に当たって、専門的な能力及び知識を有する人材として、社会福祉士を養成・確保していく必要がある。 ○ 事務・事業の妥当性 福祉ニーズが多様化し、また、利用者の権利擁護等が求められている中で、相談援助等に当たって、専門的な能力及び知識を有する人材として、社会福祉士を養成・確保していくことは妥当である。 ○ 事務事業の有効性 福祉ニーズが多様化し、また、利用者の権利擁護等が求められている中で、相談援助等に当たって、専門的な能力及び知識を有する人材として、社会福祉士を養成・確保していくことは有効である。
<p>事務・事業の執行体制の妥当性</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 指定等を行う妥当性 専門的な人材である社会福祉士の養成は、指定基準を満たした養成施設として適切な施設で実施する必要がある。 ○ 事務・事業実施主体の適格性 <ul style="list-style-type: none"> ● 指定等の基準の妥当性 社会福祉士養成施設の指定基準は、有識者による検討会による報告を踏まえ策定している。 ● 実施主体としての指定等法人の適格性 地方厚生（支）局長及び文部科学大臣は、指定養成施設の教育の内容、教育の方法、施設、設備その他の内容が、指定基準に照らして適当であると認める場合に指定するものである。
<p>評価結果の総括（現状分析（事務・事業の評価）と今後の方向性）</p>	<p>専門的な人材である社会福祉士の養成は、指定基準を満たし養成施設として適切な施設で実施する必要がある。</p> <p>今後とも、専門的な能力及び知識を有する社会福祉士の養成を行っていく。</p>
<p>備考</p>	

別紙

番号	名称	課程名	電話番号	開講年度
001	道都大学	通信教育科社会福祉士養成課程（一般）	011-372-3111	27年
002	日本社会事業大学	通信教育科社会福祉士一般養成課程	0424-96-3205	12年
003	日本社会事業大学	通信教育科社会福祉士短期養成課程	0424-96-3205	27年
004	近畿大学豊岡短期大学	通信教育部社会福祉士養成通信課程	0796-22-6400	14年